

# 古文書解読同好会 配布資料

- (1)岩室家文書「広島開基」(H30(2018).5.12) 1
- (2)岩室家文書「広島開基」(H30(2018).6.30) 2
- (3)岩室家文書「広島開基」(H30(2018).9.15) 3
- (4)岩室家文書「広島開基」(H30(2018).11.3) 4
- (5)岩室家文書「広島開基」(H30(2018).12.8) 5
- (6)岩室家文書「広島開基」(H31(2019).1.5)
- (7)岩室家文書「広島開基」(H31(2019).2.2) 6
- (8)岩室家文書「広島開基」(H31(2019).3.2) 7
- (9)岩室家文書「広島開基」(H31(2019).4.8) 8  
安政二年「村上家乗」(H31(2019).4.8) 1
- (10)安政二年「村上家乗」(R元(2019).5.11) 2
- (11)安政二年「村上家乗」(R元(2019).6.8) 3  
安政2年1月5日～
- (12)安政二年「村上家乗」(R元(2019).7.6) 4  
安政2年1月17日～
- (13)安政二年「村上家乗」(R元(2019).9.7) 5  
安政2年1月26日～
- (14)安政二年「村上家乗」(R元(2019).10.5) 6  
安政2年2月6日～
- (15)安政二年「村上家乗」(R元(2019).11.2) 7  
安政2年2月11日～
- (16)安政二年「村上家乗」(R元(2019).12.7) 8  
安政2年2月23日～
- (17)安政二年「村上家乗」(R2(2020).1.11) 9  
安政2年3月9日～
- (18)安政二年「村上家乗」(R2(2020).2.1) 10  
安政2年3月18日～

◆利用方法のお知らせ

利用に際して、「三つの密」(密閉、密集、密接)を避けることをより一層進めるため、当分の間は、次の利用方法となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1 利用者数の制限

密閉、密集、密接を避けるため、貸会議室の利用定員を制限します。

第1研修室	28名	会議室	20名
第2研修室	28名	視聴覚研修室	18名
第3研修室	20名	多目的ホール	50名

人と人との接触を避けるため、距離を確保した配席としてください。

2 換気の徹底

密閉空間とならないよう定期的に扉や窓を開け換気を行うこと。

3 感染の防止

感染防止の取組みとして、各研修室等の利用者の皆さまに、下記の取組みをお願いします。

【感染防止に向けたお願い】

- 発熱や強いだるさ、息苦しさがある方、その他体調に不安のある方はご利用をお控えください。
- 入退館の際には、必ず手指の消毒をお願いします。
- マスク着用にご協力をお願いします。
- 咳エチケットの徹底、こまめな手洗い、会話を控えめにするこゝと大声での会話の自粛をお願いします。
- できるだけ2メートルを目安に他の方との距離を空けてください。
- 休憩スペースは、感染リスクが高いため、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようお願いします。

表紙

# 広島開基

福島正則広島城請取一卷

P 1

浅野長晟公柏野江表武功次第

附り、広島開基之事

一 天正十七年<sup>己</sup>二月廿日輝元公從吉田

御出馬被成候而、安北郡北庄村福島大和守

(明星院山)

所ニ御宿被成、明星院・新山・己斐松山、

(御城地)

此三ヶ所江御上り被成、御城之見立被遊、土地之

陰陽を御考有シ時、未代迄も繁昌之地形

と御見立被成、同年四月十五日二宮太郎右衛門

為奉行鋤初、京都聚楽之写にて縄張

P 2

被仰付ル、御前ニ明星院・福島大和守罷在

御悦申上ル処ニ、輝元公御意被成候者、当地

之名五ヶ村とは城之実名悪敷候間、名を御

改被成、以来ノため、毛利御家之広と、福島

家名之島と御取合候而、広島と御名付被成候、

其時福島大和守方為御祝儀と古主武田

(阿部藤四郎力)

安芸守殿方拝領仕候原藤四郎之御脇指進上

(宇多)

仕ル也、尤輝元公方宇田ノ国宗之御刀福島二

(三ヶ日の御祝儀ニ)

被下ル、其以後福島孫を被召出候而、十人前之

弁当十荷、御樽肴を福島拝領被仕候、

同十八年正月方惣構之大手御普請

被仰付、同月二官太郎右衛門奉行ニ而町

(ミヤカ)

割被仰付、同廿一年惣堀出来、其御

普請迄ハ御城懸上候而御座候、御本丸城代

福島大和守、二ノ丸番代ニハ己斐利右衛門、文

P 3

録元年、同二年御城石垣御普請有之候

一三原之城天正十年方普請御座候、万治元年迄七拾七年二成ル

一広島ノ城は万治元年迄七拾年二成ル

一福島左衛門大夫正則濃州関ヶ原合

戦之軍功有テ、関東兩御所様江対シ

天下之忠被仕候得共、其身御懇意

にほこり、

大権現様大がね之御仕置を背、武功ニ

ほこり候而、我意を立、相国秀忠將軍ノ

命ニよりて流罪ニ被仰付、依之芸州

広島之城地被召上候、安芸・備後

兩國都合四拾九万石余之領、従四位幸

相正則事、元和五<sub>己未</sub>年六月十三日領地

被召上、羽州庄内江流罪、最上源五<sub>(郎脱カ)</sub>

義俊ニ御預ニ付、芸州広島之城請取之

△ 諸大名ニハ

<sub>(万脱カ)</sub> 十五石ハリマヒメヂノ城主 本多美濃守

一上使 <sub>正則家中侍共へ上意之趣被仰聞候</sub>

十八万■六千石津山城主 森 美作守

一同副役

<sub>御奏者役</sub> 安藤対馬守重信

一同断

<sub>△上使ノ上ニ城請取惣奉行ニ御奏者役ノ</sub>

<sub>御詰衆役</sub> 松平甲斐守忠良

一御目付

<sub>日下部五郎八嘉藤伊織</sub>

一御在番

<sub>(加藤カ)</sub> 森 美作守

一御引渡之上使

花房助兵衛

一福島家人及異議時踏禿候様ニ御下知ニ付、依之

芸州詰寄面々

<sub>(出カ)</sub> 山雲国松江城主

堀尾山城守忠晴 <sub>(茲矩カ、実は政矩)</sub>

石州津和野方

龜井武藏守茲経

石州浜田城主 古田大膳亮重治

長州萩城主方 松平長門守秀就

右長門守若年二付、毛利甲斐守秀元

陣代二出ル、備前岡山城主松平宮内大夫忠雄

右之面々ニテ猶又目を重テ手間入、人数

不足候時ハ、永井右近大夫・安藤対馬守

差図次第二早速馳せ向、責禿候様ニ御下知

之輩

豊前ノ小倉方

因幡鳥取方

伊予より

讃岐より

阿波より

豊後竹田より

右詰方之大小名、在府之輩ハ帰国ス

正則ノ土籠城之頭分千石以上之事

一老万石

福島伯耆

正則ノ甥、在所小方城主  
浅野豊前今此屋敷居被申候

(五千石カ)  
一五万石

福島主膳

同甥ノ由  
浅野帯刀今此屋敷居被申候

一三万石

福島丹後

家老役、在所備後三原城主  
今大久保権兵衛此屋敷二居被申候

但広島御城代、三原城主、御城番持

(五千石カ)  
一五万石

福島式部

(丹波カ)  
丹後ノ嫡子  
家老職見習

一貳万石

尾関石見

在所三次、家老役  
弓削頼母今此屋敷居被申候

一老万石

長尾隼人

(東カ)  
在所登城、家老役  
原伝三郎今此屋敷居被申候

一八千石

大崎玄番

福山之城代  
梶川市郎兵衛今此や敷居被申候

一八千石

津田因幡

年寄役、輒之城代  
浅野甲斐今此屋敷居被申候

一貳万石

木造大膳

家老並  
田中新右衛門今此屋敷居被申候

こまご 5/12

一八千石 仙石但馬 年寄役、外二三千石与力 三原ノ城番

一七千石 (梶田力) 振田出雲 人持組 今杉田新兵衛居被申候家 P 11

一六千石 牧野主馬 人持組、玉置宗左衛門おち 今八島勘太夫居被申候家

一五千五百石村上彦右衛門 人持組 今浅野三重郎居被申候家 (十力)

一五千石 林龜之助 人持組 今高野藏人居被申候家

一五千石 山本長右衛門 人持組 寺西勝助居被申候家 (勝佐力)

一四千字 (梶田力) 振田内匠 人持組

一四千字 東条勘解由 人持組 今向屋敷浅野甲斐

一四千字 荒川与三右衛門 同

一五千石 仙石新次良 (郎力) 人持組 今戸島保大夫居被申候家

一五千石 福島筑後 今弓削忠左衛門居被申候家

一三千石 小江若狭 番頭 屋敷三ノ丸

一三千石 柴田源左衛門 同 今浅野長十郎居被申候家

一三千石 (鎌田力) 鎰田主殿 番頭 今寺西権右衛門居被申候家 P 13

一三千石 武藤修理 番頭 今近藤源之丞居被申候家

一三千石 星野加賀 同 今岡本靱負居被申候家

一貳千石 水野次郎左衛門 同 今寺尾刑部居被申候家

一貳千石 間鍋五郎右衛門 是方足輕木將 フホカシラ 今团弥五右衛門居被申候家

一貳千石 山中織部 今原作右衛門居被申候家

一 貳千石  
海老伊賀(名脱カ)  
今ハ新御屋敷  
P 14

一 貳千石  
上月文右衛門  
今調子貞右衛門居被申候家

一 貳千石  
(加藤)嘉藤九郎左衛門  
今吉田仙右衛門居被申候家

一 貳千石  
吉村又右衛門  
今高田角右衛門居被申候家

一 貳千石  
大橋茂右衛門  
今中尾重太夫居被申候家

一 貳千石  
山田小左衛門(右カ)  
今ハ得能佐次右衛門居被申候家

一 貳千石  
伊藤図書  
町奉行  
P 15

一 千八百石  
(鎌田カ) 鑑田宇右衛門  
勘定奉行

一 千石  
(山城カ) 山本左近  
普請奉行  
星野又八郎

一 千石  
山城左近

右役儀持面々組付ニハ大身也大勢也、

一 福島備後守殿、部屋住、領三万石  
屋敷ハ今ノ  
浅野権大夫居被申候

右凡三拾八人、知行高貳拾万余畝、  
一 竹中采女正、是ハ正則と結所有之、家中共  
P 16

別而通達をなす故、此度芸州案内に

永井・安藤ニ被副下向ス、依之竹中の方  
福島家中・家老共(方カ)上使ニ先達

広島江使者を遣シ、申テ曰、今度正則

両国を被召放御預ケ也、依之正則江

被仰渡次ニ御請(旁カ)を家中ノ者江  
(申聞セカ)  
聞せ候様ニ上使本多美濃守殿下向、城  
P 17

請取ニハ永井右近太夫殿・安藤対馬守殿

杯差下シ、我等共右之各案内ニ同道仕候也、

正則江上意御請、次二別紙書付内見二

入ル間、何も其旨承覚語之所也、委細追

付面談可申由を言遣、紙面之趣ハ

今度於江戸正則宅江為上使近藤石見守

并御目付豊島主膳を以被仰聞上意之

趣者、福島左衛門太夫事、以前奉対

大権現顯<sup>二</sup>忠節<sup>一</sup>、依之大禄勝人被加<sup>二</sup>

<sup>(御憐憫カ)</sup>御憐<sup>一</sup>之处<sup>二</sup>袴<sup>レ</sup>功<sup>一</sup>、任<sup>二</sup>雅意<sup>一</sup>伊奈図書切

腹をいたさせ<sup>レ</sup>、是一ツ、父子共<sup>二</sup>秀頼<sup>一</sup>志を

通候由今度露顯ス、不知其虚実、是二ツ、

次に父子企<sup>二</sup>隱謀<sup>一</sup>を、家人之不従をは

醉狂寄<sup>レ</sup>事手討ス、是三ツ、以小過虎号

大科卜、令<sup>二</sup>誅戮<sup>一</sup>、偏<sup>二</sup>可<sup>レ</sup>謂<sup>二</sup>狂乱<sup>一</sup>、是四ツ、倅備後守

雖<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>大坂役<sup>一</sup>一度も不顯<sup>二</sup>其之志<sup>一</sup>、非無

不審、是五ツ、今世人拳<sup>テ</sup>有<sup>レ</sup>企<sup>二</sup>叛逆<sup>一</sup>ノ由<sup>サシ</sup>讒<sup>カ</sup>

歌ス、是六ツ、次二備後守於京都弓箭兵

具尽数調之由、最兼備之武道具也、

然共時節悪敷不審也、是七ツヲ以テ可被召<sup>二</sup>上

安芸・備後ヲ、但於<sup>二</sup>父子<sup>一</sup>宥<sup>二</sup>死罪<sup>一</sup>、可被<sup>二</sup>遠

流、右七ヶ条申渡ス、<sup>(正則御請申上候ハ蒙仰七ヶ条假令雖有申分、於此身奚可及陳謝ニ哉カ)</sup>正則御請<sup>二</sup>、及陳謝<sup>一</sup>哉、

兩國没収之事是是又奉畏所也、

正則か被<sup>レ</sup>感少忠ヲ賜大禄ヲハ、是偏為

大権現ノ厚恩、当將軍ノ非御恩、予か忠亦

所<sup>レ</sup>為大権現也、更二当將軍<sup>二</sup>ハ無忠<sup>一</sup>奚ソ

蒙<sup>二</sup>大禄<sup>一</sup>哉、被召上禄事当理と可謂フ、

於正則聊不憂、則返上ル处也、此旨奉頼

言上由、御請被申上、其後兩人之上使江

被申ハ、是不非<sup>二</sup>御請<sup>一</sup>、対御兩人物語也、

正則企隱謀之由、誠可笑事か、吾企  
逆心程ならば、関原一戦之砌正則変心、

P 21

可レ討<sub>二</sub>大権現事可易候、然共日来之

御入魂を為可奉<sub>レ</sub>報、励<sub>レ</sub>忠、討<sub>二</sub>石田<sub>一</sub>、仍テ

賜<sub>二</sub>大祿ヲ、何ノ不足有テ令<sub>レ</sub>ン<sub>（企カ）</sub>叛逆<sub>一</sub>哉、其上

正則以<sub>二</sub>己之力を豈<sub>二</sub>敵<sub>二</sub>天下ニスヘキヤ、

可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>推量、次為<sub>レ</sub>誅正則、仰<sub>二</sub>大名等ヲ、

堅<sub>レ</sub>辻々を、<sub>（ヲ）</sub>困<sub>レ</sub>ミ家宅<sub>（ツ）</sub>、且<sub>（ツ）</sub>ク鉄<sub>（炮）</sub>砲ヲ仕懸ケ、

は何事ソヤ、被遣<sub>二</sub>勇士一人、正則か首を

刎<sub>レ</sub>られんニ何事か候ハン、若又正則相戦ント

P 22

致スニおゐてハ、当時之大名雖有何人

不足<sub>レ</sub>恐ルニト云テ上使を送候、<sub>（ママ、この</sub>戦<sub>ト</sub>被申候、

上使を送候、<sub>（部分不用）</sub>兩人登城、右之趣言上也、

於是出羽庄内江配流、最上源五郎

義俊ニ被預テ四万石可賜由被仰出ト云、<sub>（雖）</sub>

流人之身無<sub>二</sub>其用ト返ス故、於<sub>二</sub>配所<sub>二</sub>二壺

万石賜也、以後信州川中島へ被遣候

配所領式万石、或ハ四万石<sub>（ママ）</sub>も云、

P 23

一家老共是を内見ス、中ニも福島丹波少も

不驚、竹中采女江ハ従是御返答可申候と

使を帰し、偕丹波ハ家中侍共へ、正則於

江戸有<sub>二</sub>御改易、仍為<sub>二</sub>安芸<sub>一</sub>・備後請

取数輩雖<sub>レ</sub>有下向、正則父子之生死

不分明、依テ何も~~駕籠~~籠城<sub>ノ</sub>可<sub>レ</sub>糺<sub>二</sub>主人之

生死ヲ、面々妻子を引具テ今日申ノ

P 24

下刻迄ニ籠城可有之、<sub>（ミキノコケケン）</sub>右刻限延引

せは狭間潜り帳ニ記ス也ト相触、諸士

七ツ時分前ニ悉城へ籠、其内馬廻り

侍二人遠方へ出、不知<sub>二</sub>此触を、下人走往キ告ル、

兩人驚雖馳返時刻過ル故、門を閉テ不

入ニ付、老入ハ無力返ル、老入ハ種々雖レ詫ト  
不用、于時高声ニ呼云様、我遠方ヘ往、

不レ心延引ス、然ルを理不尽ニ不入門、狭間

潜<sup>(数ニ入ント欲ス)</sup>之數、豈為勇士者捨レ名ヲ可取生ヲ

哉ト云テ、則自害ス、番人驚走出、雖レ抑

留ト忽死、丹波聞甚惜ム、渠レ物者正

則家ニテ一ニノ剛ノ勇士、林龜之助カ弟

龜之丞ト云者、偕<sup>(ママ)</sup>ハ丹波ハ福山之城代

大崎玄番方<sup>(蕃カ)</sup>ヘモ状シ合、何も籠城相

調、其以後丹波方ヲ竹中采女殿ヘ為使者

吉村又右衛門・大橋茂右衛門を遣ス、外ニ為添使者ト

福島式部を遣ス、是ハ兩使上使ヘ対し威ニ

恐レ、丹波カ口上申残ス否ヤ可聞トて差添ル也、

三人上使ニ出合、竹中ニ使之趣を達ス、

采女<sup>(スナハチ)</sup>正則永井右近・安藤対馬守上

宿ニ相具ス、吉村・大橋兩将ノ前ニ出、口上述テ

曰、一昨夜竹中采女殿方内意ニより

蒙仰上意之趣奉畏候、主人蒙

御勘氣、被<sup>(処カ)</sup>所<sup>(三)</sup>遠流候間、可被<sup>(三)</sup>召上<sup>(三)</sup>安芸・

備後<sup>(旨カ)</sup>之間是又不可及異議候、併正則父子

生死之儀実否を不存知仕候、凡此国ハ

去ル慶長五年ニ依<sup>(三)</sup>関ケ原軍功自<sup>(三)</sup>

大権現広島・福山・三原等之城々、安芸・

備後之兩國被召預、于時正則招キ<sup>(三)</sup>郎從ヲ

汝等カ依<sup>(三)</sup>軍功ニ兩國を被預、今又広島・

福山之兩城ハ丹波・玄蕃ニ預置之間、自然之

時は面々城を枕ト而討死すヘし、譬雖<sup>(三)</sup>

上意ト正則無<sup>(三)</sup>下知不可<sup>(三)</sup>城渡ス候と申付候間、

定而正則カ兩城可相渡旨下知之墨付

差越候半、披見<sup>(三)</sup>其上にて城相渡シ

可申候、無左候者城を枕ニ仕共渡事不可(ママ)  
 叶候、此旨采女正殿迄マテ申様ニ丹波申付候由  
 返答ニ候ト、少も不憚、丹波か口上過ニ風情尤  
 申也、永井・安藤聞召、最之儀なり、

墨付ハ吾々不知フネニて不取来、則江戸へ申遣シ、

P 29

墨付取見候ハント返答せられ、其時兩使

又曰、丹波某等ニ申含候ハ、若墨付御持参  
 なく、取ニ被遣候御事ならハ、其御使

往来之間正則か領分を被引除、他領ニ

御陣を取被為居サ可被下候、其儀不相

叶との御事ならハ、是非なく自此方推

参仕、可遂一戦旨申含候と申ス、

上使衆并御目付評議有、丹波か申所

尤至極セリ、墨付之儀早速江戸へ(可申遣カ)申来ハ

P 30

其内者領分除ク事雖(雖無云甲斐カ)無ト言ニ罪文ニ、不引

除者一戦可遂旨、今天下静謐之時、乱を

求ハ不忠也、最正則領国ニ直住、右之使ならハ、

全不引取といわは、其身配流ニク家士は

浪々ノ者共也、かれか心さし空せは(空くせんはカ)

若輩の仕形、心有党何ソ臆したりと

いふへきやと、衆義(議)一決ク各返答ニ、

墨付之事取寄可渡也、次ニ領分を引

P 31

退事は又得其意たりと使を被返、則

三里備中之内江引除たり、丹波(丹波)・玄蕃ハ

其間ニ堅固ニ籠城ク静り返りて待居

たり、経レ日正則墨付到来ク、竹中采女正

方より城ニ送ル、(丹波以下之ヲ見テ、正則自筆自判無疑、尤城を脱カ)可渡旨を戴之、丹後重而

福島式部・林龜之助を上使衆江遣し、

正則か墨付到来之上ハ不及異議ニ、但シ

正則妻并家中之士(トモ)妻子步行跣ハクニ有之可有之二

立除候事不忍其恥を候、願ハ近国廻

船(四五百カ)五六百艘預御恩志、妻子・財宝見苦

布物船ニて摂州江送遣度候、其後城中

掃除以下申付、城相渡可申由、其事不叶者

無力害ニ妻子を、速ニ自害仕、焼レ城、隠ニ死骸一、

死後(之恥をカ)自分を不レ為見知様ニ可仕与申上ル、

上使衆被聞召、返答ニ曰、船之事得其意、則

可申付候、城中仕廻之事心静ニ可申付旨返

答有、使を被帰、(四五日カ)五六日経テ廻船五百余艘

追々集ル、此間(丹波)丹後は家中之輩が姓名を

記、武功を書入、今度籠城之様子能者、

城ニ不入ク申分能者、或ハ林亀之丞切腹之

次第、或ハ立除シ者、亦者前々高名度々

有者銘々記之、大広間之四方ニ張之、

楮弓・鉄鉦(砲カ)・鎗・長刀・矢・玉薬・大筒・石火矢

其外武器・馬具・諸道具間毎ニ飾之、

又ハ其所々に置、其外目錄ヲ壁ニ張り、

即時見安キ様子ニ仕舞、扱正則之妻等、家

中之妻子・財(財宝カ)見苦鋪者共、五百余艘之船ニ

取積、家中屋敷毎ニ家附之諸道具目錄ニ

記シ、番人を置、引渡様ニ下知ク、其後城を

可渡旨案内ク、家老・士大将・物頭・使番ハ

上下を着シ上使(ヲカ)迎フ、壹番ニ美濃守

并御目付城ニ入、上意之趣を達シ、其後

永井右近太夫・安藤対馬守等次第を守、城ニ

入テ後、旗奉行・鎧奉行其役所を守、

(足輕大将ハ脱カ)足輕を引附、弓・鉄鉦(砲カ)を持せ、玉を込、火繩

を掛、次第を追城門方左ニ付、大手南ノ門江

出ル、旗奉行以下、家中侍已下者袴羽織ヲ

着ス、上使・御役人は上下を御着、家人

悉ク帶ニ甲冑ヲ、是ハ火繩に火を付、(砲カ)鉄砲

(掛ケ)城之方右ニ付入替、侍共迄(出脱カ)、(互ニカ)丹波

以下使番役迄上下を着用之輩は城ニ

残り引渡段々、上使中御心入ニ預り、悉

願通ニ御免、難有旨御礼申上ル、其作法

最嚴重也、其後何も城を出退出ス、万事

(在町カ)右町以下最之支配也シト云、永井・安藤方

花房助兵衛ニ引渡ス、城番森美作守へ

花房又引渡シ、上使請取之、各ハ城ヲ被出シト也、

今度福島丹後(丹波)カ所為、天下之人褒美ス、

されは福島家之浪人雖レ有ニ数多、不レ余

一人有付シハ、主人ノ勇武、丹波カ仕形、張紙

を為証拠故也、皆以倍スニ本知ニ、殊更丹波

事諸御大名より雖被招ト、吾正則

小身之時より恩顧ノ者也、不可レ仕(三)他君へ

と云て剃レ髮ヲ、入道(三)一、生終ル、人是を惜ム、

誠至勇武鑑之義士ト可レ謂者、智才共ニ

兼て調たる臣下也なるへし、

正則カ跡、安芸・備後ハ同年七月十五日

異説ニハ、廿五日云、浅野但馬守長晟へ安芸備後不

紀州和歌山三拾七万四千石余を、安芸・

備後之内四拾貳万六千石余を賜、備後

福山ハ拾万石ニ、水野日向守勝成江

賜シ也、但馬守長晟江泉州櫻井之

被報軍功カ故也ト云々

△(シテ)

## 樫井軍功之次第

元和元年四月十五日、従大坂為御使者

吉村兵左衛門紀州浅野右近・同左衛門佐・

龜田大隅江被仰下趣、但馬守殿儀者

(如在力)

秀頼公御遁不被成二付、御女在二不思召候

処、去冬大坂表江働被申事案二相違二

思召候、~~太閤~~之御よしみを不被忘候者

御味方二頼思召候、但馬守殿手前ハ

右両三人頼二思召候、於御同心ハ但馬守

殿江千枚、分銅三ツ、三人ノ家老共二壺ツ

(ツツ)

宛之被下、三人馬上三十騎ツ、御預ケ、御

直ニ可被召出候との御口上也、右両三人

大隅方江打寄談合ス、但馬殿儀ハ関東

之御取立ニて紀州之御主ニ御成候得者、

大坂御味方不可然候、但馬殿江不及申上

とて、大坂江御返事ハ、上意畏奉存候、

併但馬守儀関東之蒙御恩被申候之条、

被仰聞候共不可奉得其意候間、先御使者

返シ申候旨吉村ニ申渡ス、兵左衛門ハ帰申候、

(兵左衛門為御使者罷越申候、此度ハ大野修理承りとして御書)

又同月廿日、大野修理奉として御奉書

両三人江被下候

両三人江、修理書状二曰、

兎角但馬守殿を御味方ニ頼思召候、大坂

御本意被為達候者、紀伊国之上ニ大和

を一国可進候、浅野左衛門佐ニハ摂津、右近ニハ

(術カ)

には和泉、龜田には河内国可被下候旨、

又両三人右近方へ打寄致相談、一同ニ

申ハ、如何様ニ被仰下候共、大坂一味ハ難成

儀ニ候、乍去御使及兩度候間、此度は但馬守

殿へ申上、御返事可申上とて、右三人但馬

(但馬守殿被仰候ハ、両三人ハ如何存候哉と御尋候へハ、左衛門佐申候ハ)脱カ)

守殿江參、右御使之様子申上候得者、弾正

長政公・幸長公ハ大閣様御恩御蒙候得共、  
御前之儀ハ家康公御恩御蒙

被遊候儀、厚ク関東之御味方ニテ可有御座候

儀与奉存候与申上ル、扱残る兩人は如何与

被仰候付、右近も大隅も猶以左衛門申上候通ニ

奉存候旨申上候得ハ、左候者可然返答仕候へ

と被仰付ニ付、是非御味方難仕候由

御返事申上ル、吉村ヲ返し候也、然処ニ

板倉伊賀守方より但馬守殿へ飛札

到来、日本之大名衆何レも領内御

立、大坂表江出陳候処、但馬守殿ハ

遅参有之と内意被申越ニ付、急打立

可申とて陳触有之、都合其勢五千

余騎ニテ、四月廿八日午之下刻方泉州

佐野の市場ニ先陳出シ、本陣者同国

信達ニ着給ふ、市場にて聞候へは、大坂方

大野主馬、同道犬齋(軒)為大将四万之人

数にて紀州表へ向候由申来、依之先

手之者共在家ニ打寄、合戦之評説ス、  
(定力)

浅野左衛門佐申ハ、縦何万騎参候とも

市場ニテ待請、合戦可然と也、亀田申様、

左衛門佐被申所尤ニ候得共、合戦ハ極意勝

事專ニテ候得者、先以此市場ハ東ハ野畑

広く山遠シ、西ハ海ニテ浜辺広ク、馬ノ懸引

自由成所ニテ候得共、四万ニテ寄来大敵を

五千之小勢を以合戦ハ勝事難得候間、一里

引取、蟻通ノ明神の松原を前に当テ、

私安松に先手を備へ、松原江引付、八丁

縄手を鉄砲ニてくりひきに仕、柏野江ノ

町にて合戦可仕候、此地は如存知蟻通松原  
 前二有て、味方ノ多少見江すかされず、  
 亦は八丁繩手ハ両方ふけだ有て一騎うちノ  
 所にて大勢難来、何万と申とも一騎合之  
 勝負二成可申条、合戦ハ慥ニ可為御勝と  
 被申ければ、重而左衛門佐申ハ、如何ニ合戦

御勝候共、今日敵を不見して聞逃仕候

P 47

儀先以吉凶悪敷候間、大隅は引共、此左衛門ニ  
 おゐては引取間敷と也、大隅か言葉高ニて  
 ケ様ニ申候、大隅は今度之合戦人ニ勝レ不申ハ  
 討死可仕と但馬守殿へ誓紙を上置申候、  
 此市場を引取、明日柏野江ニて討死、無左  
 は一番鎧仕、可懸御目候、唯今慥ニ被申候  
 左衛門佐ハ明日敗軍眼前ニ候と申ければ、

左衛門佐腹を立、刀の柄に手を懸、大隅モ

P 48

立あかり、既ニ喧嘩ニ成時、浅野右近両  
 人之中江入、両方へ被申儀、其様シ在之、是ニて  
 詮義埒明不申候間、但馬守殿へ被相尋  
 可然と申二付、兩人静り、前田越前を以本陣へ  
 両人之趣申遣候、暫時有て越前罷帰、

各連座之上江揚り、但馬守殿被仰出候者、

浅野家ニて九度御用ニ立、今度モ五千之

惣先手ノ大将を被仰付候大隅か儀ニ候間、

P 49

何様ニも合戦之様子亀田次第二仕候得と  
 申渡ス時亀田辱とて涙を流シ、座を

罷立、直ニ安松江引取候、相伴フ人々ニハ、

浅野右近・浅野日向・安井喜内・

多胡助左衛門・伊藤金右衛門・岩井伝兵衛・

後藤半兵衛何も引取申候、大隅は

安松ニ陳ス、右近方ニハ長滝村ニ陳取テ

明日を待、市場ニ相残ル者共ハ

浅野左衛門佐・同大炊介・仙石因幡・

上木小左衛門杯、明方ニ安松迄立退候へ共、

安松には大隅陳取故柏野江迄引退

申候、柏野江在家不多故、下々過分

川原に野陳ス、折節夜半過より

雨降出し、夜明に雨止り申候、

一四月廿八日大坂両大将、河内国宇里宇<sup>リ</sup>(瓜生

野<sup>野</sup>ニテ勢揃有テ、伴<sup>塙</sup>团右衛門一、岡部大学

二ト相極、紀州表へ発向ス、大坂ニテ先手

大学ニ被仰付候由、一二相違仕ニ付、团右衛門腹立、

先懸を心懸、右兩人せりあいて寄来り

に候、同廿九日之朝、両大将ハ泉州貝

塚ニテ弁当を遣イ、其内ニ团右衛門大学方

先を懸、式三百騎にて寄来り、夜明けけれ

は大隅陳所安松之町を焼払、馬ニ打

乗、蟻通し之少此方迄物見に罷出候、

紀州之為案内山口兵吉・同兵内兄弟

二騎馳来、如何ニ大隅今度大坂御味方ヲ

不仕、大成ル不覚人かな、唯今四方より寄

来候間しはり首にあい可申と、いた<sup>(居丈高)</sup>け高二

申ければ、大隅申けるハ、日来紀州ニテ

見不申候馬物具を着され候得者誰

人哉覽と存候処ニ、山口兄弟ニテ候ける哉、

我等乗候馬は家康公より被下候荒

馬にて人を踏候間、近々御寄候而、命失ヒ  
給ふなど馬を乗寄候へハ、兩人なから松原  
差テ引返し申候、其後大隅家来

岡本熊之助を呼、敵は程なく松原江

可来、兩人之者物見に参候間、こなたも

合戦を可致用意として安松へ打掃所ニ、

浅野左衛門佐柏野江(右カ)寄乘来り、亀田ニ

向ヒ、昨日被申候通、于今不始、摩利支天ト

存候と申ければ、大隅馬乗向、忝被仰様

哉、昨日之儀者、互ニ戦場ノ習なれば、御

心ニ不可被懸候、又跡を見候得者、本陳之

旗色しとろてしくらます候程ニ、御帰候て

旗奉行中江被仰聞、御旗を御立直

し候へと申ければ、左衛門佐、左候者

本陳江参候、跡を頼申と申二付、大隅を

差置、誰を御頼可有やと申て、左衛門

佐を返申候、其次ニ上田宗ヶ来、  
(宗箇)

合戦之次第如何可有と申二付、亀田申ハ、

昨日申ことく、合戦ハ柏野江にて可有、

兎角本陳之旗立不申候条、急御帰候て

御立候得と宗ヶを帰シ申候、宗ヶ参着と

等ク本陳の旗立候、大隅後々迄上田

を誉挙申候、右兩人返シ申者、第一ニ旗ヲ

立させ、第二ニハ一番合戦を仕、昨日ノ言葉ニ

不可違との存心也、大隅者南の町はつれ、

(左の池の堤カ)  
左の堤に鉄鉋五十挺ふせさせ、已ニ馬より

おり敵を相待所に、無程安松の町口へ

百騎余り我先にと進ミ来ル、矢頃近々と

待懸、鉄鉋(砲)之者ニ言葉懸候得者、一度ニ

待懸、鉄鉋之者ニ言葉懸候得者、一度ニ

打、生死は不知、二三十騎馬より打落シ候、  
 残敵はさつと引取候市、大隅鉄鉦(炮)を

下知く葉を替させ、一町余り引取候て、

石橋にて折しき、亦くる敵を打退ケ、

二町余り引取、右之方池ノ堤に鉄鉦(炮)を

ふせさせ、敵を打すへ、又二町余り繰引

に仕候へハ、敵は慕ヒ来を宮之前にて打

退ケ、柏野江町へ引取、馬を西頭ニ立、暫シ

息を休候処トコロニ、家来之者馳来申様、

東河原方武者大勢来候が、敵哉覽味方やらん、

未暇ト見江不申と云けれハ、大隅如何有や

らんと帰見候へハ、大坂武者也、亀田心に思ふ

様、天晴能敵哉と馬を川原へ乗おろし、

唯今是へ向候ハ大坂にて誰人にて候やらん、

ケ様ニ申ハ浅野但馬守先手大将亀田

大隅也、尋常に鐘可仕与言葉懸候

得者、大坂先手ノ大将岡部大学与申者也

と名乗懸、互ニ馬を追セ、鐘だけニ成候

時、何とか思けん、馬を引返、北を差て退申候、

きたなし、返され候へと、一町計追掛候へ共、柏野江

如何と無心許存、柏野江帰陳し、爰にて

討死と独言して馬方おり、石橋に腰を

かけ、十文字を打かたけ、鉄鉦(炮)ノ者、ハ

(いづくにか)何国に有そ、是へ来り候へと申ければ、

皆欠落して讒ニ、三人ならては不相残、

(須田カ)吹田作兵衛・(今永カ)今水六右衛門・武藤吉之丞也、

此者、大隅前二来、御心安思召候へ、縦

何百人候共、腰之抜たるやつはらハ足まとひ

に成候而、中く有之候ても無甲斐、御用には

立間敷候、私両三人命を限ニ御鐘つき

何百人候共、腰之抜たるやつはらへ足まとひ

P 60

に成候而、中く有之候ても無甲斐、御用には

立間敷候、私両三人命を限二御鑓(鑓脇カ)つき

可仕と、一同二玉を込替申候、誠二いさきよく

神妙也卜感て、暫ク息を休候処ニ、上田

宗ヶ一騎乗来、四五間前ニて馬よりおり、

右之方ニ折しき、前時鉄鉋(鉋)ノ音相聞へ

申候、是迄繰引ニ御引取候事及承候と

感入申ニ付如何と参申候、大隅申様、先程

は安松より本陳へ御帰り、旗立申

体、唯今は迄御越候儀ニ不及、貴殿(とカ)ハ

我等討死仕候者、恐クハ人塚をつき可申と存候、

左候者一時者間可在之候条、但馬守(琵琶)ひわ

が嶽(カ)かたて江御越、城にて御腹を御切

可有と物語仕罷在候処ニ、大坂より

武者二騎乗来候、一騎ハ赤武者ニて二三間

先へ進ミ、今一騎ハ墨武者、兩人ながら拾

P 62

間計前にて馬よりおり、赤武者大隅ニ

懸り、墨武者ハ上田ニ懸候、大隅二三間

走出、赤武者と相手組、赤武者鑓ニて

大隅か甲ノ上を二三ツしたゝかに打処を、

大隅十文字にて胸板をつき候へハ■

膝サを折申候を、又左之脇坪をつき、

うつむきに臥申を、家来菅野兵左衛門(兵左衛門カ)ニ

左の足の甲を切処に、同姓加右衛門彼の者の上ニ打乗、槍を首筋ニ突立、兵左衛門ニ首を取せけり

P 63

首を取せけり、扱上田ハ鑓を打おり、

敵に組しかれ、既ニ討レ可申処を、宗ヶノ

家来兩人懸合、彼敵を打取也、上田

深手を負申候ニ付、本陳へ引退キ、其後ハ

亀田五六間追々出、ゆかみたる十文字を

足にて踏直、敵を相待処ニ一人馳来、

大隅に鎧組、暫しせり合申処、菅野加右衛門脇方敵ノ脇坪をつきたおし、(須力)吹田作兵衛首を取申候、此敵指物にハ谷輪吉左衛門在之候、(淡輪六郎兵衛重政力)

其後敵一騎馳来、大隅ノ左ノ膝頭をつき

P 64

申処を、十文字にて鎧をからみ候へハ、又敵老人来、(千鳥)ちとり鎧を以十文字ノ上を二ツ三ツたゝき候

得者鎧ほとけ、右敵は鎧を(さげ)提退申候、後之敵

大隅か脇板を二鎧つき申処を、十文字を(捨力)

以敵の肩先ヲ懸、引寄せ、刀に手を懸候得ハ

肩をはつし引取申候、其後町口へ大隅張

出、敵を相待候へ共老人も不来候、家来(今永力)

水六右衛門・武藤吉之丞大隅二理りけるハ(廻)

唯今迄鉄鉋を大事ニ存高名不仕候、御免候

P 65

者高名可仕候とて鉄鉋を大隅か前二捨置安松(廻)

之方江参、兩人なから首取テ帰候、(やがて脱力)

一家来菅野加右衛門ハ柏野江西ノ細道ニて敵兩人と

せり合、敵を追払申候

一岡本熊之介一番二手を負申候、行年一六歳

(深手負力)

一番右衛門・少五郎兩人なから手負、兩人小姓、十七八歳

(早々力)

一菅野兵左衛門取申首一番故、品々本陣へ遣シ申候

処ニ、左衛門佐家来八木新左衛門東川原ニて

P 66

高名致し、馬乗本陳差て参処を

兵左衛門言葉を懸、某大隅鎧下ノ一番

首ニて歩行立、殊二手を負候へハ遅参ニ罷

成候、馬ニて被参候氏一番首ニハ仕間鋪と断

申ければ、相心得申候と返事して本陳江

(一番帳二付、しばらく有て兵左衛門参、首指上ケ候へハ、二番帳二付、其後和歌山へ帰)

参、一番帳二付、帰、右之段細々相改テ

兵左衛門取首一番、宗ヶ取首二番、八木

取首三番二罷成候

一大隅手へ首四ツ、何も本道筋にて取申候

一左衛門手へ首四ツ、何も東川原にて取申候

一宗ヶ手へ首壹ツ、柏野江町にて取申候

一安井喜内・多胡助左衛門ハ長滝村にて

取申候、但し助左衛門取申候首ハ味方打と申

一説在之候

一大隅一番二鏑付甲武者無比類働ノ体故、

合戦過て具足を分取仕、今ニ所持仕候、

此赤具足武者ハ伴団(タンネモ)左衛門、二番目ニ参候(右カ)

宗ヶ打取申候ハ団右衛門家来、三番目ニ参候(首を脱カ)

大隅か手へ取申候ハ谷輪吉左衛門、四番目ニ(淡輪六郎兵衛重政カ)

参大隅とせり合候者金丸小伝治也、右大坂

寄手戦打死之次第、後金丸小伝治・松浦

作右衛門紀州へ来り、誓紙ノ一書を以、但馬守殿江

申上候趣如斯

一柏野江表合戦終り、大隅しつはらい仕、

本陳秀野玉子へ罷帰、但馬守殿方一町程(筆玉子カ)

こなた成ル山岸ニ上田も亀田も腰掛て

罷在候処へ、但馬守殿御越にて、大隅于今

不始働、宗ヶ骨折満足ニ思召之由

御申被遊候而、右兩人ながら本陳へ御供

申、致参上候処ニ、信達ノ山手(山手海手カ)に一揆共

放火幾処共なく上ケ申候得共、味方

合戦ニ討勝申ニ付、次第くニ放火ヲ止メ申候

一首共相改、合戦之次第書付、泉州方ノ

浦より船にて二条之御城江注進

被申事

一但馬守殿江今日は山中迄御帰陳可

然、自然敵引返シ参候事も可在之候間、

組頭老人は二残置可申と申上候得者、  
但馬守殿此儀尤可然也、誰にても残候  
事与ノ御意也、大隅思様、誰を残シ

誰を帰さんと思慮をめぐらす処ニ、其色を

見取て候也、(哉カ)熊沢兵庫罷出、我等

相残り、敵来候者はにて討死可

(申ければ、大隅を始諸軍勢感、但馬守殿へ此儀申上ければ、天晴…)  
仕候由申けれハ、天晴侍ノ頭たらん者ハ  
(カクコン)こふこそ可在ものと御感被遊、相留り、

是にて敵追掛来候者相さゝゑ可申候へと

被仰付候而、兵庫奉畏、組付百騎

可相残用意仕候処、大坂方次第くニ

北をさして引退、中く寄来候気

色も無之候て、兵庫是二残し被置て詮

なしと被申、紀州惣勢山口迄引取申候、

其夜は但馬守殿ハ山口に陳を取給ふ、

大隅・宗ヶ手負申候ニ付御暇被下、

若山江帰宅仕候、

一同ク申夜ニ入大隅・宗ヶ同道仕山口まで

可罷越由申来故、早速参上仕候

処ニ、但馬守殿兩人なから呼出シ、今日之鑑一二

を改度思召候間、兩人なから次第有体ニ可申由、

此段承候得とて諸軍勢我先にと集り

是を聞、先亀田ニ可申上と被仰ニ付、大隅

合戦之次第委細に申上ルハ、上田宗ヶト

我等之鑑多分一度ニ而可有御座と

奉存候、其刻手前闇敷様子ニ御坐候

故分明には無御座候と申上、宗ヶ申上ルハ、

いやく左様にて無御座候、大隅は某方  
(間カ)  
五六日も先にて御座候と申上ル、扱ハ一番  
鍵は大隅、二番鍵宗ヶにて可有之と被仰、  
兩人共二其夜又若山へ罷帰候、此  
次第浅野家之諸侍何も承置可申由  
御意也

一 大坂落城致し、大隅・宗ヶ■二条之城へ  
被召寄候、家康公御前江大隅ヲ  
先被召出、御直ニ柏野江ノ次第御尋  
被為成、但馬守殿を御呼被成、亀田か儀  
当御代ニ至て兩度御用立候条、其  
方之者と不可存、天下之者と可奉存候  
上意也、誠以難有御説と奉存、涙  
をなかし、御前を立兼申候、其次  
宗ヶ御目見仕候得者、今度之骨折ニ而  
御勘氣御免被遊との御説也、其後

將軍様へ十番御目見仕候得ハ、茶之  
湯ハ上り申候哉と御尋ニ而罷立、次ニ  
大隅罷出候へハ、今度之働聞召被遊候由、  
是にて兩人共ニ御振廻可被下候得共、御  
鬧敷候間、尾張様へ被仰付候間、  
早々參上仕候得と御説にて罷立候、  
其日上田は但馬守殿を立退申ニ付、  
大隅壱人中納言様江致參上、御

振舞被下、保昌五郎之御脇差致ニ  
拝領候、今善左衛門江遣候脇差之由  
一 將軍様方大隅ニ御感状可被下由  
但馬守殿へ御内意有之候処ニ、同  
大隅・宗ヶ兩人御感状致拝領  
させ度候由御訴訟ニ付、兩人共ニ不被為

下候、後此様子承候得者、上田御勘気御免候

之上ニ御感状者難被下候、左候者但馬守殿

御訴訟を御叶不被成ニ相当候へ共、兩人共ニ

不被下候由、井上主計殿ニ御物語被成候由、

一家康公ヨリ為御褒美兼常之

御刀拝領仕候、紀州江罷帰候而

又太郎ニ遣候刀之由、以上終ル

癸酉八月十三日龜田大隅守 高綱記之

今手屋徳右衛門所持

79

書之

享保第四己亥年九月八日花押

78

家乗

続編卷之十二  
安政二年

(表紙)

人皇百二十二代

今上皇帝御宇十年

御諱

安政二年龍次乙卯

統仁

平天三年

弘化丁未

源家定公 徳川家康公十三代、從嘉永癸丑

御即位從

治国廿五年

神武元年辛酉

源齊肅公 浅野長政公十一代、從天保辛卯

二千五百十三年

齊家八年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申

〔兄弟方

家乗統編卷之十二

未申之間

安政二年乙卯

村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

正月 小

〔床飾

○元日、乙丑、晴或曇 余寒強、有水、「慈君奉始皆々

座鋪

平安加寿、「晚寅上刻起、若水、神拜、廟拜、蓬萊、

軸 由信蓬萊

祝詞、大福、屠蘇、齒固、讀書始、吉書始、右恒規之

花 白梅

通礼服二而行之、「日出頃麻上下着出仕、御登城前於

居間

御居間御祝詞被為受、御家司渡辺宗右衛門殿引統御用人佐藤

軸 庭田公御懷紙

与三右衛門・予・渡辺雅登一同罷出御祝詞申上、益御機嫌好

着眞

御超歲被遊、御身祝・御規式等方端無御滞被為濟、奉忠悅候之段

矢籠弓

筆上申上、日出度与御意被為在、夫方於御次

勝手

周防様江之御祝詞御用蓬菅馬之進迄申上、直二

軸 聿庵文字

出儀様江御祝詞御部屋二而御逢被成、右御居間御部屋へ出候節とも帶劍二而

花 白梅

相濟御奥へ出、老女へ調ス、老女格かね以下女中も出而逢、祝詞申間、

讀書始

高謙院様江御祝詞、退出掛北御部屋へ罷出、御逢被成、御蓬萊被下

大学三綱領

之、訖而帰宅、「今日方三ヶ日迄於御城

吉書始

若殿様年頭御礼被為受旨被仰出、依之今日者

君か代は千代に

殿様江御礼之御帖付御家中惣出仕之由也、「当年頭方御家中

八千代をさしれ

御礼以前之如く被為受候二付、夕八時過罷出、於御書院御礼申上ル、

いしのー

予御礼之節奏者御出頭藤川每登殿也、御家司中御礼之節之奏者

来

候答之

二日、辻清人祝詞  
入来、致祝盃

予勤之、七半時前相濟退、右出仕掛渡辺宗右衛門殿父子并佐藤江祝詞二行也、「遠江様御用人始御家来中彼是祝詞入来有之、久振賑々數年頭也、平野藤吉郎極夕来、祝盃致之、長喜三太も其節来、夜迄話ス、「夜前も夜半後地震有之、相応荒々敷候之由、家内共眠而不知、「夜風吹事甚

○二日、丙寅、曇、余寒猛、朝嚴凝、終日雪飛、「午後為伺御機嫌罷出、退出掛御多門内不殘祝詞二行、岩崎二而祝盃出ル、「今日も祝詞客来少々有之、「夜前も振動有之由、今日も度々微動者有之也、夜中も微動有之也

○三日、丁卯、晴、余寒緩、「上田内記様御出二付朝方出勤、午鼓後退、「未鼓前方渡辺江頼置、六丁目 **雅登**

御館并御両家様へ御祝詞二罷出、六丁目御館二而者周防様御目見被仰付、御祝詞申上、於御次吸物二而御祝酒頂戴被仰付、遠江様二而御客对吉村重介江調し、

主水様二而者御出頭中村何某江調ス、其往来左之通祝詞二回ル、森岡・木野・水谷二而祝盃いたす、黄昏帰宅、供列者若党・草履取、道具を為持也、

久野秀太郎 井上市太郎 都筑九郎右衛門 脇本武兵衛 近藤重太郎  
森岡万之進 坪内久米之介 木野一馬 水谷又左衛門 山村静人 殿  
〔留守中下瀬孫平殿始祝客少々有之、岩崎常介へ致祝盃候由

如、少々御湿瘡氣二被成御坐候之由而、追而御礼可被為食

一四日朝如例左  
之通獻于

廟

黃粉餅  
海苔焼て

○四日、戊辰、朝曇、微雨、余寒緩、午後晴、一朝為伺  
御機嫌罷出、一已鼓過方祝詞回礼二出、西向寺・妙慶院へ參、  
寺主へ如例年玉一封を呈、夫方左之通相勤、七半時頃帰宅

沖守次郎元日方和多理  
与改名之由・久野八十介・松田謙藏・藤井源之進・

桑原吉郎二・平野藤吉郎・田辺幾衛殿・下瀬孫平殿・藏田

和太郎・吉本恒之丞・永井仲之介・藤川每登殿・堀尾精一郎・

辻清人・松本良伯・一井嘉内・山本十四郎・本照寺・興徳寺

右之内桑原・辻・平野二而卒与致祝盃也、一夜前夜半後下柳町

松生院小路堀田格人殿屋敷自火二而焼失、御貸家老軒類焼

之由、予者家内共不知して不出、一留主中渡辺宗右衛門殿為祝

詞來儀有之候由、一夜御用談有之、渡辺氏へ行、其序來儀

挨拶をも述ル

○五日、己巳、曇、曉風吹甚、朝雪霏々、余寒烈

一五日  
松板 甘間

一御馬乗初二付已鼓前分出勤、御乗馬之節御馬見所脇へ罷

右之通堀田格人殿

出、無滞被為濟候処二而恐悅申上ル、今日も御式者昨年迄之通

屋敷焼失二付、為御見

御大略二付、予月番を以て人罷出候迄也、一如例身祝之鏡餅を

舞御贈相成候由

祝ふ、一森岡万之進祝詞二來、致祝盃、其外少々來客有之、

格人殿者求馬殿、近

一夜軽地震、稍長し、一高謙院様今曉窃二能美島へ御渡海被成候由

頃改名之由也

○六日、庚午、晴、余寒纒緩、一今日方御役所始り候二付

例時方平服二而出勤、尤主水様昼後為御祝詞御出被成候付

直二相詰、夕七時過退、一慈君近隣へ祝詞二御出被成候由

○七日、辛未、晴、余寒緩、一例時出勤、九半時頃退、

一木野一馬・波多野権佑為祝詞入來、祝酒出ス、昨夕藤川甚吉來

右同断、一夜御用向有之、御館へ出ル、夜前も御用向二而被為

召、御奥へ出ル、一今日西向寺へ千代吉平次郎為參也

○八日、壬申、曇後雨、暖也、一遠江様為御祝詞御出二付

早朝方罷出、九時前退、一辻清人入來之由、一海蔵寺為祝詞

被來、修正祈祷之札被惠、一夕岩崎常介困基二來ル、夜迄対局

一江戸去臘廿八日出火、町数余程焼失之由、未詳説を不聞

一昨日左之通席達を以被仰出

式日御屋形詰之面々肩衣不及着用旨申年相達

候趣も候処、自今者以前之通着用可有之旨被

仰出候云々

右之通二候得共、御家司・御用人当日御祝詞被為受候義者是迄

之通其儘無之候也

助

○九日、癸酉、晴、暄、暖氣殊甚、一例時出勤、夕八時

過退、一近藤重太郎・坪内久米之祝詞入来、水谷又左衛門殿夕

方御祝詞御出、祝酒出ス、一極夕御用向ニ而六丁目御館へ出ル、

一中津屋方之助留守中ニ来候由、一御吉例之通今日御身据

御鏡開ニ付不相替御切餅頂戴被仰付、出勤中於席御用

達首馬之進執達、席を進、御請申出ル、

一周防様御身据も同様頂戴被仰付、御附御用達室角左源次

方紙面ニ而為持来、御請返書ニ申出ル、夫々告于廟、一昨日

横関新兵衛病死之由、同方為知者無之候へ共、渡辺雅登内室

父之喪ニ付、今朝出勤掛吊之

○十日、甲戌、晴、暄、夕少し寒、一例時出勤、夕七時退

○十一日、乙亥、雨、寒し、一具足鏡開礼服ニ而祝之、

一御吉例之通御具足御鏡開ニ付

御両殿様方不相替御切餅被下置、御用達中方坊主を(以腕之)為持

被差越、袴着、慎而頂戴、坊主長束千甫江謁し御請之義

申合歸ス、告于廟、一午前射場へ出、一為伺御機嫌罷

出ル、一夜雨罷、一今日遠江様方為御祝詞罷出候為御挨拶

御使被下、留守之振ニ而不謁候故、御請御用人中江紙面を以

申出ル

八十二日  
主水様方年始  
御祝詞罷出候為  
御挨拶御使被下、  
御請御用人中迄  
紙面二而申出ル

○十二日、丙子、晴、余寒強、一例時出勤、夕七時前退、  
一夕方松田謙藏為祝詞入来、余寒も強二付酒を出候由、一夜地震  
兩度有之、かるし、一夜風吹、嚴凝  
○十三日、丁丑、朝雪降、後晴又曇、余寒激烈、寒中  
よりも甚敷、凝も亦甚、一素説所講釈初二付朝出席、例年之  
通学規講師湯川新太郎也、一例時出勤、夕八半時頃退、  
一此間内頂戴之御具足并御身祝之御切餅、今日熟而拜味  
仕ル也、一南部要人為祝詞入来、初而通し而謁ス、此方方も去ル三日  
初而参り、通候也、一昨夜以来左眼翳を生、執筆事二困ル也  
一昨夜有地震、一深更雪降、寒威嚴酷

○十四日、戊寅、晴、余寒少緩、今暁雪積式寸余、一朝為伺  
御機嫌罷出、一予眼翳兔角不除候二付、昨日二宮五礼へ一診之義  
頼遣し、今夕来診、全腹中方之事二而、所謂内障と申類二有之、何分  
些服薬致し可然、捨置候而者不宜旨申、薬を左置也、一夕  
桑原吉郎二祝詞二来、倅竹吉を連来、酒餅を饗ス、一今日左義  
長馬御城内乗通り有之、若殿様角御櫓方御透覽  
被為在、御三家様御手馬も近年之振二被差出、此御方様方者  
兩匹被差出候由

一十五日、於

一周防様・出衛様今日左義長馬御見物二遠江様へ御招二而  
午後御出被遊候由也、一昨夜長喜三太来話

御城  
御番頭  
知行高千石二被成下

○十五日、己卯、晴、余寒大二緩、一例時出勤、夕八時頃  
退、今日方式日御屋形詰肩衣着用二相成二付、肩衣を着出ル、  
一夕久野秀太郎為祝詞入来、丹羽庄司も昨日来候也、昨記之通  
二宮五嶺薬を惠候付、今日方服薬并指薬をいたす也

小鷹狩平馬殿  
御仲小姓頭方  
御仲小姓頭  
大島織衛殿  
御先手者頭方

一留守中森岡方之進来候由、来ル十七日惠教二七日二付、真之志法事  
致候趣咄候由也、一矢野源内室来、一夕射場へ出、一昨夜長喜三太来  
退、一渡辺雅登他行差岡妙慶院へ参詣不能、平次郎代参  
申付ル、一辻清人入来

御先手者頭

○十七日、辛巳、晴、暄、一朝御乗馬へ出ル、其後炮術

原伊三郎殿  
御馬回り方

稽古二も出ル、今日稽古始也、依而継上下二而出ル、一夕妙慶院へ  
昨日参詣怠候故二参ル、夫方薬研堀堀禪昌寺へ参、和尚二  
謁し、吉光氏之歴代戒名・位牌・墓所等之義を尋ル、過  
去帳を被為見、戒名者凡相分ル、位牌者不分、墓所之義者  
猶追而しらへ候答也、一夕御奥へ出ル、一昨夜辻清人夫婦来

三七日

ニ吉田ノ郡山被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御歸城<sub>一</sub>候也、此とき六戸元孝御出、其外御家來之衆不<sub>レ</sub>殘參上被<sub>レ</sub>仕、御酒迎「等有<sub>レ</sub>之、此外難<sub>レ</sub>記也、

天正拾六年九月念日(二十七)

平佐市之允就言記<sub>レ</sub>之畢、

御在洛中御劔御持<sub>レ</sub>候衆(劔)

赤川主水佐、國司隼人佐、粟屋右近大夫ナリ、但三番ニシ(元房)

テ御太刀被<sub>二</sub>持<sub>一</sub>セ一也、

御在京中御奏者番并御座敷奉行熊谷玄番允、國司藤兵衛、(元信)(元良)(元種)(元兼)

粟屋右京進、兒玉三郎右衛門、粟屋内藏丞、猶崎彈右衛門(元信)(元良)(元種)(元兼)

ナリ、三番ニシテ祇候也、

御右筆佐世與三左衛門尉也、(元嘉)

御臺所奉行二宮太郎右衛門也、已上、(就辰)

明治廿三年三月廿九日巳刻迄ニ

八十翁長頼連模寫畢、

三三三 山縣源右衛門覺書

一、輝元公之御代、天正十七年己丑一月廿二日、輝元公從<sub>二</sub>吉田、

廣島へ御出被<sub>レ</sub>成、安北郡北庄村福島大和守所へ御宿被<sub>レ</sub>成、(元長)

明星院、比治山、己斐松山、比三ヶ所へ御上被<sub>レ</sub>成、御城地御

見立、同年四月十五日ニ二宮太郎右衛門奉行ニテ御劔初、京(就辰)

都聚樂之寫ニテ繩張被<sub>レ</sub>仕由候事、輝元公、明星院、福島大和

守罷出御祝儀申上候處、輝元公御意被<sub>レ</sub>成候、當所を五ヶ村

と申儀被<sub>レ</sub>改候へ、御家之廣之字を頭に被<sub>レ</sub>置、今度御馳走申

上候福島之島と云字御取合、廣島と被<sub>二</sub>名付<sub>一</sub>候通、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>

たるより、廣島と申來候、右之御祝儀申上ケ福島より差上

進上、武田殿より拜領仕候安藤四郎脇指、輝元公より宇田之

國宗之御脇差福島へ被<sub>レ</sub>下之、其後三日之御祝儀、福島孫被<sub>二</sub>

召出、拾人前之御辨當、十荷御樽、肴、福島拜領之、有難由申

上候、同十八年正月より惣構土手御普請、同月二宮太郎右衛

門奉行ニテ町割出來仕候、同十九年迄御堀之廻り堀、漸出來

仕候、右之御普請迄ハ石垣無<sub>レ</sub>之、かき上ケニテ御座候、御本

丸御番所福島大和守、二之丸御番所己斐利右衛門、文祿元年

同二年迄ニ石垣御普請出來候、

三三三 鹿苑日録

天正十七年五月十八日

去月廿三日光源院主龜伯(瑞壽)西堂來、當月十九日陞座迎請也、予向(西美承兌)龜伯曰、夫陞座非道學兼全、難堪其任、況又自去月廿三日、至當月十九日、其間廿六日、雖爲先輩博學大才之仁、百日以前內報、中比五十日六十日以前之內報也、今日廿日廿五日之間而製作、難領掌之、迎請禪文共熟之尊宿者尤可也云々、龜伯曰、今度之御佛事、藝州毛利俄被申付也、請他寺之碩匠、則無古實、予幸住鹿苑官院、可相勤者、昌山(足利義昭)可有御祝著之由也、鈞命嚴之故、且領之、乃入別室、作法語工夫、去月晦(十九日)日草案出來、前後七日八日而製、拙語短才末學、忿々而製大文、不異□□蠹木、慚愧有餘、

二六 鹿苑日錄 天正十七年六月廿五日

齋前講古文、藝州常榮寺眞溪圓侃首座諸山三聖寺・十刹眞如寺・黃衣東福寺之官資被相渡、此台帖者、先年於藝州拜領云々、銀子壹枚、別貳貫五百文也、以嘉首座、此中出入被申也、雙瓶遣嘉首座、自午雨、彥兵衛自伏見來、即歸、

二七 鹿苑日錄 天正十七年七月十七日

及晚藝州妙壽寺月臨泉長老來臨、听英旭西堂同道也、引合貳束・惟一被惠、听英者黃鸝被投、禮茶過而點心、其次水煎、同宿二人若衆兩人、各令舉數觴、

二八 鹿苑日錄 天正十七年七月廿一日

藝州妙壽寺之鈞帖御判出來、自蔭涼持來、

二九 鹿苑日錄 天正十七年七月晦日

一、藝州妙壽寺上洛之事、

三〇 鹿苑日錄 天正十七年八月十日

蔭涼同轍赴天龍寺、雙樽・兩種并錦壹端贈新命、鹿苑一分之官錢亦返進、去年於藝州種々無心中之故、且謝恩而已、雙樽・兩肴并茶二十袋贈三章西堂、濃紙二束・兔毫三對贈听英旭西堂、

三一 鹿苑日錄 天正十七年九月廿六日

午刻惠日勝林(汝源東堂)來臨、藝州常惠寺眞溪圓侃西堂東福入寺台帖

二吉田ノ郡山被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御歸城<sub>一</sub>候也、此とき穴戸元孝御出、其外御家來之衆不<sub>レ</sub>殘參上被<sub>レ</sub>仕、御酒迎<sub>一</sub>等有<sub>レ</sub>之、此外難<sub>レ</sub>記也、

天正拾六年九月念日<sub>(二十七)</sub>

平佐市之允就言記<sub>レ</sub>之畢、

御在洛中御<sub>(劍)</sub>御持<sub>セ</sub>候衆

赤川主水佐、國司隼人佐、栗屋右近大夫ナリ、但三番ニシ

テ御太刀被<sub>二</sub>持<sub>セ</sub>一也、

御在京中御奏者番并御座敷奉行熊谷玄番允、國司藤兵衛、

栗屋右京進、兒玉三郎右衛門、栗屋内藏丞、猶崎彈右衛門、

ナリ、三番ニシテ祇候也、

御右筆佐世與三左衛門尉也、

御臺所奉行二宮太郎右衛門也、已上、

明治廿三年三月廿九日巳刻迄ニ

八十翁長頼連模寫畢、

三三三 山縣源右衛門覚書

一、輝元公之御代、天正十七年己丑二月廿二日、輝元公從<sub>二</sub>吉田、

廣島へ御出被<sub>レ</sub>成、安北郡北庄村福島大和守所へ御宿被<sub>レ</sub>成、

明星院、比治山、己斐松山、比三ヶ所へ御上被<sub>レ</sub>成、御城地御

見立、同年四月十五日ニ二宮太郎右衛門奉行ニテ御<sub>(就辰)</sub>御初、京

都聚樂之寫ニテ繩張被<sub>レ</sub>仕由候事、輝元公、明星院、福島大和

守罷出御祝儀申上候處、輝元公御意被<sub>レ</sub>成候、當所を五ヶ村

と申儀被<sub>レ</sub>改候へ、御家之廣之字を頭に被<sub>レ</sub>置、今度御馳走申

上候福島之島と云字御取合、廣島と被<sub>二</sub>名付<sub>一</sub>候通、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>

たるより、廣島と申來候、右之御祝儀申上ケ福島より差上

進上、武田殿より拜領仕候安藤四郎脇指、輝元公より宇田之

國宗之御脇差福島へ被<sub>レ</sub>下之、其後三日之御祝儀、福島孫被<sub>二</sub>

召出、拾人前之御辨當、十荷御樽、肴、福島拜領之、有難由申

上候、同十八年正月より惣構土手御普請、同月二宮太郎右衛

門奉行ニテ町割出來仕候、同十九年迄御堀之廻り堀、漸出來

仕候、右之御普請迄ハ石垣無<sub>レ</sub>之、かき上ケニテ御座候、御本

丸御番所福島大和守、二之丸御番所己斐利右衛門、文祿元年

同二年迄ニ石垣御普請出來候、

三三三 鹿苑日録

天正十七年五月十八日

龜田大隅守高綱泉州檜井表合戰覺書

一元和元年四月十五日大坂より御使吉村兵左衛門紀州へ下着淺野右近太夫淺野左衛門佐  
 龜田大隅方へ被仰下候趣の但馬守殿儀の秀頼御遁れ不被成に付御疎意に不召候處去冬  
 大坂表へ勸被申事案に相違に思召候太閤之御よしみ前を不被忘候の御味方に頼思召候  
 但馬守殿手前二三人頼思召候於御同心者但馬守殿へ千枚分銅三ツ三人之家老共へ一ツ  
 宛被下三人に馬上卅騎宛御預ケ直に被召遣候由御口上也右兩人大隅方へ打寄り談合仕  
 候尤被仰下趣に候得共但馬守殿儀の關東之御取立にて紀州之御主に御成候得の聊大坂御  
 一味不可然候左候得の但馬守殿へ申上るに不及候とて大坂へ御返事の被仰下候上意畏り  
 奉存候併但馬守殿儀の關東芳恩を蒙り被申候條被仰下候趣不得其意候間先御使者を返  
 し申上候旨吉村に申渡し兵左衛門歸り被申候又同月廿日に兵左衛門爲御使者罷越申候此  
 度の大野修理承りとして御書兩三人の者共へ被下候修理書狀云兎角に但馬守殿を御味方  
 に頼思召候御本意被爲達候の紀州に大和國を添へ可被遣候淺野左衛門佐の攝津國同  
 右近に和泉國龜田大隅に河内國を可被下候旨なり亦兩三人右近方へ打寄り致談合  
 一同に申の如何様被仰下候共大坂御味方難成候御座候御使兩度に及び候間此度の但馬守  
 殿へ申上御返事可仕とて右三人但馬守殿へ右之様子此度之趣申上候の但馬守殿被仰  
 候の兩三人の如何存候哉と御尋候への左衛門佐申候の彈正殿紀伊守殿の太閤様御厚恩  
 御前之儀の家康公御恩蒙り被成候條並なき關東之御味方御座候と奉存候哉と申上る扱

別記第二百二十一 龜田大隅守高綱泉州檜井表合戰覺書

40p

11336

全新四月  
タ  
コリ

又殘る兩人の如何と被仰候右近も大隅も猶以て左衛門佐申上候通りに奉存旨申上候へり  
左候の、可然様に御請仕候へと被仰候に付是非御味方難仕御返事申上則吉村を返し申候  
然る處に板倉伊賀守殿より但馬守殿へ飛札到來す日本之大名衆何れも領國を打立大坂表  
へ出陣候處但馬守殿遲參候旨沙汰有之由内意被申越候に付急き打立可申とて陣ぶれ有之  
都合五千にて廿八日午之下一刻に先陣の泉州佐野の市場に着本陣の同國信達に着給ふ先陣  
市場にて聞候への大坂より大野主馬助同道犬齋大將として四萬人にて紀州表へ向ふよし  
申來る依之先手之者共在家に打寄り合戦の評定す淺野左衛門佐申候の縦何萬にて參候共  
市場にて引請合戦可然と申候龜田大隅申候の尤左衛門佐被申候處も候得共合戦の極意の  
勝事が專一に候への先以此市場東の野畑廣して山遠く西の海にて濱邊廣く馬の欠引自由  
成所にて候への四萬にて寄來大敵を五千之小勢を以合戦候の、勝事難成候間一里引取蟻  
通し之明神の松原を前にあて安松に我等先手として備へ敵を松原へ引付八町繩手を鐵炮  
にてくり引にして敵を去たのせ檜の井の町にて合戦可仕候此地の御存知の如く蟻通しの  
松原前に有て味方の多少見すかさされず亦八町繩手の兩方深田にて一騎打之所にて大勢難  
來左候の、何萬之敵と申共一騎合の勝負に成可申候條合戦の慥に御勝たるべきと申候へ  
の重て左衛門佐被申候のいかに合戦御勝に候共今日敵を不見して聞遁仕儀先以吉凶惡敷  
候間大隅の引共左衛門佐においての引取申間敷と申につき大隅ことばを大にして云加様  
に申大隅の今度之合戦に人に勝れ不申候の、討死可仕と但馬守殿へ誓紙を以て申上置候

此市場を引とり明日櫓井にて打死無左の一番鎗仕可懸御目唯今慥に被申候左衛門佐の明日敗軍眼前に候と申ければ左衛門佐の腹をたて刀の柄に手をかけ候大隅も立上り既に喧嘩に及ぶとき淺野右近兩人の中へ入兩方の被申様の様々有之候然は是にて詮議埒明不申候間但馬守殿へ申上御意次第に可然候と申に付兩人鎮り前田越前守を以て本陣へ兩人の趣申遣し候所に暫有て越前歸り各列座之上へ上り但馬守殿被仰出り淺野の御家にて九度御用に立今度も五千之惣先手の大將被仰付候大隅儀に候間何様にも合戦の様子龜田次第に仕候へと申渡す龜田忝とてなみだを流し座敷を罷立直に安松へ引取相隨者共に淺野右近同日向安井喜内多胡助左衛門伊藤金右衛門岩井傳兵衛後藤半兵衛いづれも引取申候大隅の安松に陣取右之方への長瀧村に陣取て明日を待つ市場に相殘る者共の淺野左衛門佐同大炊介仙石因幡植(上)木小左衛門なり兎角うして明方に安松を立退候得共安松への大隅陣取故櫓井迄引退き申也櫓井の在家不多故下々半分過川原に野陣す折節夜半過より雨ふり出し夜明方への止み申候

一 大坂兩大將同廿八日に「河内國瓜生野」(攝津國遠里)に勢揃有之先手塙團右衛門二番備へ岡部大學に相極め紀州表へ發向す然る所に攝州より先手を岡部大學に被仰付候由一二の相違仕候に付團右衛門腹を立先かけを心かけ候去により岡部塙兩人せり合にて寄來由候同廿九日之朝兩大將の泉州海塚にて辨當を遣ひ其内に團右衛門大學か先魁け貳三百騎にて寄來る夜明けければ大隅陣所へ安松の町を燒拂ひ馬に打乗り蟻通の少しこなたにて物見

56  
55  
55  
54  
53  
に罷出候所に大坂より紀州案内山口兵吉同兵内兄弟二騎及紀州地下牢人馳來り間近く馬を乗寄せいかに大隅今度大坂御味方不仕候不覺人かな唯々四萬騎にて寄來り候間縛り首に逢ひ可申と居長高に成て申大隅申様の日頃紀州にて見申さぬ馬物具を着られ候へり誰人と存候處に山口兄弟にて候ひける哉我等乗候馬の家康公より被下候荒馬にて人馬を踏候間近く寄候て命失ひ給ふなど地足にのりよせ候へり兩人なから松原さして引返し申候其後大隅家來岡本熊之介を呼ひ敵の程なく松原へ來るべし兩人之者物見に參り候間此方も合戦之用意致すべしとて安松へ打歸候所に淺野左衛門佐樫井より來り龜田に向ひ昨日被申候通りに今に不始摩利支天と存候と申ける大隅馬乘向ひ忝被仰様哉昨日之儀の互に戰場之習ひなれば御心に被懸べからず候又跡を見候へり本陣之職志どろにて見苦候條御歸り候て職御立させ候へと申ける左衛門佐さ候へり本陣へ可參候跡を頼と申候へり大隅を差置誰をか御頼可有歟と申て左衛門佐を歸し申候其次に上田宗古來り合戦の次第如何可有哉と申ける龜田申の昨日申ことく合戦の樫井にて可有兎角本陣職立不申候條急き御歸り御立候へと申て宗古をも返しける宗古參着とひとしく本陣職立申候大隅後々迄上田を譽め申候右兩人返しけるの第一に昇を立させ第二に一番鎗仕昨日之詞を不可違と存る心なり大隅の南の町はづれ左之池の堤に鐵炮五十挺ふせさせ大隅の馬より下り敵を相待所に程なく安松町へ百騎餘り我先にと進み來る矢比近々と待懸け鐵炮之者にことばをかけ候へり一度に打つ生死の知らす二三騎馬より打落す殘る敵のさつと引大隅鐵炮

57  
を下知して薬を込替させ一町餘り引取候て石橋にて折敷又來る敵を打退せけ貳三町餘り  
引取り右之方池の堤に鐵炮をふせさせ來る敵を打すへ亦貳町餘り操引に仕候へり慕ひ來  
るを宮の前にて打退け櫛井町へ引取馬を南(西)頭に立暫し息を休め候所に家來の者敵や  
らん味方やらん東河原より來り候と申により歸見候得り大坂武者なり歩立之者弓を持  
馬に引添ひ來る大隅馬を河原へ乗下ろし唯今是へ被參候り大坂にて誰人にて候哉ケ様  
に申者り但馬守殿先手の大將龜田大隅守なり尋常に鎗可仕と言葉を懸けれり大坂先手の  
大將岡部大學と申者なりと名乗り互に馬を寄せ鎗たけになり何と思われけん馬を引返し  
北をさしのき被申蓬被返候へと一町計追かけ候へ共櫛井口無心元と存大隅の櫛井へ返り  
爰にて討死と獨言して馬より下り石橋に腰をかけ十文字を打かたけ鐵炮の者共いづく  
に在るぞ是へ參候へと呼われ共早欠落して三人ならでり不相殘須田作兵衛今長六右衛門  
武藤吉之丞なり此者共大隅前に來り御心易思召候へ縦へ何百人候共腰の抜けたるやつは  
らは足まどいに成候て中々有ても不入御事に候石兩三人命を限り鎗脇可仕候と玉を込替  
く誠にいさぎよく神妙也と感して息を休候所に上田宗古一騎乘來り四五間跡にて馬よ  
り下り右之方に折敷先程鐵炮相聞へ申候是迄操引に御引取候事承り及候により感入候  
と被申けれり大隅申様の先程の安松より本陣へ御歸り昇立申候只今是迄御越候段兎角申  
に不及候只今貴殿と我等討死仕候り恐らくの人塚を築可申候左候り一時の間も可  
有之候條但馬守殿比羽かたけをり御越城にて腹を御切可有之と物語仕罷在所へ大坂方よ

り武者貳騎乘來候壹騎の赤武者にて貳三間もさきにて一騎の黒武者にて兩人なから十間計前にて馬よりおり赤武者の大隅にかゝり黒武者の上田にかゝり候を大隅二三間走り出赤武者と相手組赤武者鎗にて大隅か甲の上を二ツ三ツあたいかに打所を十文字にて胸板を突候へいくるくと廻り膝を折候を又左脇坪を突き俯に伏申所を龜田家來菅野兵左衛門刀を抜き首を取に懸りけれい臥なから抜打に兵左衛門が左之足の甲をまたゝかに切る所を菅野加右衛門彼者の上に打乗り鎗を首筋に突立兵右左衛門に首をとらせ申候扱上田の鎗をうち折敵に組まかれ既に被討可申所に宗古家來兩人落合彼敵を討取上田の深手を負ひ申に付本陣へ引退く其後大隅の五六間計進み出ゆがみたる十文字を足にて踏直し敵を相待所に一人馳來大隅に鎗組まはしはり合申所に家來菅野加右衛門脇より敵の脇坪を突倒し同家來須田作兵衛首を取申候此敵指物に谷輪吉左衛門と有之候其後一騎來る大隅か左之膝頭を突き申所を十文字にて鎗をからみ候へい又敵一人來り千鳥鎗を以て十文字の上を二ツ三ツたゝき候へい鎗はどけ右之敵の鎗捨のき申候後の敵大隅が胸板二鎗突候所を十文字を以て敵の右の肩先をかけ引寄せ刀に手をかけ候へい肩をはづし引取申候其後町口へ大隅走り出敵を相待候へ共壹人も不參候家來今長六右衛門武藤吉之丞大隅に斷けるい只今迄鐵炮を大事に存し高名を得不仕候御免候い高名可仕とて鐵炮を大隅前に差置き安松の方へ參り兩人共に首取參候

一家來菅野加右衛門の樫井西の細道にて敵兩人とせり合敵を追拂申候

一岡本熊之介一番に矢疵を負ひ申候十六歳小性也

一番右衛門庄五郎兩人ながら太刀打手を負ひ六七ヶ所計り小姓十七八歳

一菅野兵左衛門取申候首一番ゆへ早々本陣へ遣し申候所に左衛門佐家來八木新左衛門東河

原にて高名いたし馬に乗り本陣をさして参り候所に兵左衛門言ばをかけ某の大隅鎗下の

一番首にて歩行立殊に手負ひ候へい遲参に罷成候馬にて先へ被参候共一番にい仕間敷と

斷申けれい相心得候と返事して本陣へ参り一番帖に付候暫有て兵左衛門参り首差上ヶ候

へい二番帖に付其後和歌山へ歸り右之段々相改兵左衛門取候首一番宗古取申首二番八木

新右衛門取首三番に罷成候

一大隅手へ取首四ツ何れも本道筋にて取申候

一左衛門佐手へ首四ツ何も東河原にて取申候

一宗古手へ首壹ツ樫井町にて取申候

一安井喜内多湖助左衛門い長瀧村にて取申候但助左衛門取候首い味方討と申説有

一大隅一番に鎗付候武者無比類働故合戦過候て具足を分取仕于今所持仕候此赤武者い塙團

右衛門二番に宗古打取申候い團右衛門家來三番に参り大隅手へ取申候者谷輪吉左衛門四

番目に参大隅膝口を突申者い松浦作右衛門五番目に参大隅とせり合ひ候い金丸小傳次也

右大坂寄手合戦討死の次第後に金丸小傳次松浦作右衛門紀州へ参り誓紙を以て但馬守殿

へ申上候趣如斯候

一 樫井表合戦終り大隅後殿<sup>シツハラ</sup>仕本陣日根野王子へ罷歸但馬守殿は少一町程こなたなる山岸に上田も龜田も腰をかけ罷在所へ但馬守殿御越にて大隅今に不始働き宗古骨折満足に思召候由被仰右兩人共に本陣へ御供いたし候所に信達の山の手海の手に一揆共放火幾所ともなく上ヶ候へ共味方合戦に打勝申に付次第くくに放火止み申候

一 首共相改合戦之次第書付泉州片野浦より船にて二條之御城へ注進被申候

一 但馬守殿今日山口迄御歸陣可有候自然敵も返し參候事も可有候間組頭一人殘し可置と被申候へ我等可殘と申人無之所に熊澤兵庫罷出某相殘り敵來り候へ是にて討死可仕候由但馬守殿其外諸軍勢感之兵庫に付與力百騎計可相殘用意仕候所に大坂方次第く北をさして引退申候に付兵庫儀是に殘し置專なき儀と被申候而紀州惣勢山口に引取被申候其夜へ但馬守殿山口に陣取被申候大隅宗古手負申候に付御暇被下和歌山に歸宅仕る

一 同日夜に入大隅宗古同心仕山口迄可罷越由申來る早々參上仕候處に但馬守殿兩人なから呼出し今日之鎗一二を改度思召候間兩人なから次第有躰に申上候此段可承とて諸軍勢我先にと相集る是を聞先龜田可申由に付大隅合戦の次第申上候上田と某鎗は多分一度にて可有御座候手前鬮敷様子に候へ分明に無之由申候へ宗古いや左様にて無御座候大隅は我よりも五六間先にて御座候と申候へ扱ひ一番鎗は大隅二番鎗は宗古にて可有之と被仰兩人共に其夜へ又和歌山へ罷歸り右之次第淺野諸侍何も可承候事

一 大坂落城いたし宗古大隅二條之御城へ被召寄候而家康公御前へ大隅を先へ被召出御直に

櫛井合戦の次第御尋被成但馬守殿御呼ひ被成此龜田儀の當代に至り兩度御用に立候條其方之者と不可存候天下之者と可存と被仰出候誠に以難有御諛と奉存泪を流し御前を立兼申候其次に宗古御目見被致候へ共今度の骨折に付御勘氣御免可被成との御諛にて候其日將軍様へ一番に宗古御目見被致候への茶の湯の上り候哉と御尋にて罷立被申候次に大隅罷出候得の今度の働被聞召届候是にて御振舞可被下候へ共御鬨敷折柄に候間兵衛様に被仰付候條早々參上仕へきとの御諛にて罷立其日上田の但馬守を立のき申候に付大隅壹人兵衛様へ參上仕り御振舞被下保昌五郎之御脇差拜領仕候今善左衛門に遣し置申候脇指之事に候

一將軍様より大隅に御感狀可被下由但馬守殿へ御内意有之候所に但馬守殿へ被申上候の同の大隅宗古兩人共に御感狀拜領致度由御訴訟被申候に付滯兩人共に不被下候後様子承り候得の上田儀の御勘氣御免之上に御感狀の難被下置候左候へ但馬守殿御訴訟を御叶不被成候由如何に被思召故兩人共に不被下由井上主計頭殿御物語被成候

一家康様より爲御褒美關の兼常の御刀大隅拜領仕紀州へ罷歸り候今程又太郎に遣置候刀の事にて候

一此合戦爲褒美但馬守殿より一廉之知行給り候

右之様子後々に口上之相違も可有之と存一ツ書に記置候條人々御尋候の、我等相果候跡にても「如斯物語可有之」(此趣物語可有候毛頭相違無之)候以上

寛永五年正月日

龜田大隅守高綱入道 鐵齋員徳

龜田善左衛門高成殿 同又太郎高連殿 同辰巳右衛門家定殿

龜田家人岡本熊之助 進先登被疵于時十六歳云々 菅野兵左衛門 於龜田之鎧下得首級

同加右衛門 能力戰驍勇ナリ谷輪吉左衛門と合鎧候也 須田作兵衛 能於鳥銃刀戰於菅野加右衛門鎗下討取之首

今長六右衛門 能於鳥銃刀戰於安松邊得首級 武藤吉之丞 右同所

番右衛門庄九郎貳人の奴也 能力戰被疵

藝州廣島人尼子勝吉氏所藏本を以て再校了

明治三十五年八月

近藤圭造